



休業の お願いに 協力して、感染リスクを 減らすように している 事業者の みなさんへの 支援金の お知らせ

北海道では、新型コロナウイルス感染症を 広げないために、

- ① 休業などの お願いに 協力してもらうこと
- ② 席の間を あけたり、感染リスクを 減らすように すること

この2つに 取り組む 事業者の みなさんを 支援する制度を、道議会に 提案します。

そして、内容や 受付期間などを 考えています。

支援金を 受け取るには、この期間中に、次のことに 協力してもらうことが条件です。

協力を お願いする 期間

・遅くても **4月25日(土)** から **5月6日(水)** まで

※感染症によって、休業を お願いする期間が 延びる かもしれませんが、その時も 休業を 延ばすことに 協力してください。

休業などを お願いする 施設の範囲

- ・キャバレー、ナイトクラブなどの 遊興施設など、体育館などの 運動や 遊びができる 施設、劇場や 博物館などの 集会・展示施設、生活に 必ず 必要な物を 売っている 小売関係以外の お店、生活に 必ず 必要な サービス以外の サービス業を している お店などの 商業施設、大学、学習塾などの 文教施設。
- ・北海道外国人相談センターの ホームページに、やさしい日本語や 他言語の「施設の 使用停止 対象 施設 一覧」があります。 <http://www.hiecc.or.jp/soudan/>

協力して ほしいこと・支援する 金額

① 休業の お願いを 受けた 施設を 休みにした時

法人 **30万円** 個人事業者 **20万円**

② お酒などを 出していて、上のお店に あてはまらない 飲食店で、お酒などを 出す時間を 19時までに 短くした時 **10万円** (個人法人どちらも)

○注①、②両方への 補足事項

- ・法人は 中小企業 だけではなく、大企業も 含まれます。(休業を お願いする 対象となる 施設を 運営している 法人は 含まれます。)
- ・北海道以外の 場所に 会社の 経営の 中心になっている 事務所がある 法人は、北海道の中で 対象になる 施設があれば 支給対象に なります。
- ・休業や お酒を 出す時間を 短くするように お願いされた いくつかのお店を、一人の 事業者が 運営している場合は、全ての 施設で、休業や 感染リスクの 対策を していることが 条件です。

③ 感染リスクを 減らす 取組を 自分から していること

申請する 期間

この 支援金は、道議会で 決まったら、すぐに 申請の 受付を 始める 予定です

注意

協力を お願いする 期間中に、休業していたこと、お酒などを 出す 時間を 短くして いたことが わかるような 告知のチラシや メニュー、それらが 入った 施設の 写真、 自分の 会社の ホームページの コピーなどが 必要です。休業している間に 保存し たり、記録しておいて ください。

支援金の 申請に 必要な 書類

① 申請書 (準備が できたら、HPで お知らせします)

② 休業などの 状況が 確認できるもの

・お願いしていた 期間中に、休業していたこと、お酒などを 出す時間を 短くしていたことが わかる 告知のチラシや メニュー、それらが 入った 施設の 写真、自分の 会社の ホームページの コピーなど。

③ 感染が 広がらないように していた 取組の 内容を 確認するもの

・自分で していた 取組の 内容が 書かれた 書類。または、取組の 内容が 書かれた 告知のチラシや 写真、自分の 会社の ホームページの コピーなど。

※自分で していた 取組とは、施設が 下の例のような 取組をしたことが 対象になります。

【例】
ア 空気を 入れ替えたり 行列の間を 工夫したり、3つの密 (密閉・密集・密接) を 防ぐこと

イ 働く人に マスクを 着けてもらったり、しぶきが 飛ぶことで 感染しないようにしたり・ 触ることで 感染しないように したりすること

ウ 時間を ずらして 仕事に 行ったり、家で 仕事ができるようにしたり、移動を している時 に 感染しないように すること

※すでに していた 取組も 含めて、今も 続けて 取組を していることが 条件です。

④ あてはまる 事業所の 施設が どんな場所なのか、また 仕事の 種類が 確認できる 資料

・確定申告書の コピー、または それぞれの 種類の 法律などに 沿った 営業許可証の

コピーなど

⑤ 誓約書

・申請する 書類に 嘘がないことを 約束するもの

(準備が できたら、HPで お知らせします)



対象になる 施設・対象になる 事業者

①休業の お願いをする 施設に あてはまっていて、そのお願いを 受けて 休業した 事業者。

・1つの 施設に、休業しなくてもいい 施設が 混ざっている 場合でも、休業を お願いする 施設を 休業にした場合は、その事業者は 対象に なります。

【例】ア 宿泊施設の中に、休業を お願いする 対象になっている「集まるために 使う部分(宴会場)」がある場合 など。

イ 銭湯の中に、休業を お願いする 対象になっている「サウナ」がある場合 など。

・休業を お願いする 対象になっている 施設で、何人かの 個人事業主が 1つの 施設の中で お店を 営業している 場合があります。その中で、施設を 休業した 場合は、代表者に 一つの事業者分の お金を あげます。

【例】何人かの ネイリスト(個人事業主)が 1つの サロンで お店を 開いている 場合。

・出張サービスを 中心的に している 事業者で、お客さんが 使う施設が ない場合は、休業の お願いは しません。支援金も あげられません。

【例】マッサージ店(国家資格を 持っている人が マッサージを するものは 入りません)は、休業の お願いを します。しかし、ホテルなどに 出張して マッサージをする 出張型の サービスの 場合は、事業者が どの施設を 管理しているのか わからないので、対象に なりません。

②お酒を 出す時間を 短くするように お願いされて、お酒を 出せる 時間を 19時 までにした 飲食店を 運営する 事業者。

・元々 お酒を 出していない 飲食店は、支援金を あげる 対象に 入りません。

※支援金の 予算は 議会で 決まります。

電話番号: 011-206-0104 または 011-206-0216